

「公益財団法人日本体育協会 公認スポーツ指導者制度」の解説

はじめに

日本体育協会(以下、「本会」という)は、「Sports for all(みんなでスポーツを!)」の標語のもと、広く国民に「スポーツの素晴らしさ、楽しさ」を呼びかけ、スポーツ実践の機運を醸成するとともに、環境の整備を図り、国民一人ひとりの楽しく安全なスポーツ活動をサポートしていく組織です。また、我が国における国民スポーツの統一組織として、生涯スポーツ社会の実現に向けた事業を推進する特定公益増進法人です。

本会が「国民スポーツ振興」を図るにあたっての基本的理念は、国民一人ひとりが、豊かで活力のある「生活／暮らし」を目指し、生涯を通じて、自己の能力・適性、興味・関心等に応じ、主体的にスポーツ文化を豊かに享受することのできるスポーツライフスタイルを構築していくという、いわゆる「生涯スポーツ社会」を実現していくことです。

本会は、国民それぞれのスポーツへの関わり方に応じて、年齢、技能レベルや志向に対応できるスポーツ指導者を配置できるよう、様々な要請に応えることができる指導能力の高い指導者を「公認スポーツ指導者制度」(以下、「本制度」という)に基づき養成・認定しています。

国際社会においては「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である(体育及びスポーツに関する国際憲章・第20回ユネスコ総会1978. 11. 21)」という共通理解があり、すべての人には適切なスポーツ指導能力を持つ有資格者から指導を受ける権利があるという考え方が定着しています。

つまり、国際社会の共通認識である「適切なスポーツ指導能力を有する人物」であることを証明するのが本制度により養成・認定された指導者であると考えています。

○ 公認スポーツ指導者制度に基づく資格の性格

本制度による認定資格は、スポーツ指導者として必要な能力を有する者であることを証明するものです。

本会としては、認定された指導者の方々が安心して指導活動ができるよう、環境の整備に努めてまいります。この資格は教員免許や医師免許のような国家資格とは異なり、認定した指導者の方の職業や地位、名誉などを本会が保障するものではありません。

各資格取得のための講習カリキュラムは、プレイヤーが「安全に、正しく、楽しく」そして「自らなりたい“自分”に近づく」ためのスポーツ活動をサポートできるよう、スキルや知識を高めるものとなっています。

公認スポーツ指導者とは、指導対象者に対して責任を持って適切なスポーツ指導に当たるために必要な指導能力とスポーツに関する知識を身につけた人材です。

○ 本制度の要点

- (1) 国民一人ひとりが自己の能力や興味・関心、ライフスタイルに応じて主体的にスポーツを実施していく「生涯スポーツ社会の実現」に向け、加盟団体等と一致協力のもと「質の高い」指導者を養成します。
- (2) 将来的なスポーツ活動の「場」を想定し、そこで必要とされる指導者の種類と役割を明確にしました。
- (3) すべての指導者が共通した理念を持つことができるよう、一貫したシステムに基づき学べるようにしました。
- (4) 競技別指導者資格については、各競技団体における競技者育成プログラム(一貫指導システム)をすべての指導者が理解できるようにしました。
- (5) 資格取得のための養成講習会は、加盟団体(準加盟団体・協力団体を含む)やその他スポーツ関係団体等との協力体制のもと実施します。
- (6) 登録・認定された指導者相互の連帯と資質・指導力の向上、指導活動の促進を目的に指導者協議会の組織化とその強化に取組み、社会的信頼が得られるようにします。

目的

本制度の目的は、本会ならびに加盟団体等の指導者の資質と指導力の向上を図り、組織的連携のもとに指導体制を確立することです。

スポーツはそれぞれに特性があり、導入の難易度、普及度、活動上の安全管理、用具・設備、気候・地理的条件、さらに各団体の組織力などが複雑にからみあって、均一な環境で指導体制の確立が容易に達成できるものではありません。

したがって、本制度は諸条件の異なる特性を考慮し、各団体の指導者養成計画の実情に合わせ各団体が主体的に取り組めるようにしています。

各団体の積極的な取組みと資格を取得した指導者各位のご理解とご協力が本制度の充実・発展につながり、更なる社会的信頼を得られるものと思います。

指導者の種類と役割

年齢(発育発達段階)や技能レベル、興味や志向など多様なスポーツ活動に対応するため、指導対象や活動拠点を考慮し、14種類の指導者資格に分類しました。

(1) スポーツリーダー

スポーツ指導の基礎的知識を学ぶ資格です。

これからスポーツに関する正しい知識を学ぼうとする方々や、既にスポーツ指導に携わっているが時間的な制約などから講習会に参加できなかった方々に受講していただくために新たに設けました。本制度における基礎資格として位置づけており、資格取得後は地域におけるスポーツ活動の定着化や活性化をサポートする存在として活躍が期待されるだけでなく、競技別指導者資格やフィットネス系資格などへとステップアップしていただくための資格でもあります。体育指導委員の方々にもぜひ取得していただきたい資格です。

(2) 競技別指導者

ア. 指導員

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別など指導対象に合わせた指導にあたる方のための資格です。

特に発育発達期の子どもに対しては、総合的な動きづくりを主眼に置き、遊びの要素を取り入れた指導ができるようにカリキュラムを構成していることから、スポーツ少年団などで小学校期の子どもの競技別指導にあたる方にはぜひ取得していただきたい資格です。

イ. 上級指導員

地域スポーツクラブ等において、年齢、競技レベルに応じた指導にあたる方のための資格です。

また、地域スポーツクラブなどが実施するスポーツ教室の事業計画立案などを学ぶことができるので、クラブ内指導者の中心的な役割を担う方、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて競技別指導にもあたる方、指導員を育成する立場の方にぜひ取得していただきたい資格です。

ウ. コーチ

各競技団体の都道府県レベルにおける競技者育成を担当する方のための資格です。

広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成にあたる方、広域スポーツセンターの巡回指導に協力する方、国民体育大会の監督にあたる方など高いレベルの実技指導をする方にはぜひ取得していただきたい資格です。

エ. 上級コーチ

国際大会等の各競技会における監督・コーチとして、競技者が最高の能力を発揮できるよう、強化スタッフとして指導にあたるなど、中央競技団体におけるナショナルレベルのトップコーチのための資格です。

各競技団体のナショナルレベルのトレーニング拠点などにおいて、各年代で選抜された競技者の育成強化や各競技団体に競技力向上策の開発に参画する方などにぜひ取得していただきたい資格です。

オ. 教師

民間商業スポーツ施設やスポーツクラブなどにおいて、競技別の専門的指導者として、質の高い指導を行う方のための資格です。

スポーツクラブ会員(顧客)が支払うメンバーフィー(対価)にふさわしい指導能力、個々人の年齢や性別、技能レベルや志向に合わせた実技指導能力を得ることができます。

カ. 上級教師

民間商業スポーツ施設やスポーツクラブなどにおいて、競技別の専門的指導者のチーフインストラクターとして、実技指導にあたるとともに、各種事業に関する計画の立案、指導方針の決定など中心的な役割を担う方のための資格です。

地域スポーツ経営のためのコンサルティングならびに経営受託の企画・調整なども学ぶことができます。

(3) スポーツドクター

スポーツ関係臨床医として、スポーツ医・科学に関する知識を有し、スポーツマンの健康管理と競技力向上の援助、スポーツ障害・外傷の診断、治療、予防などにあたる方のための資格です。

競技会等における医事運営やチームドクターとしてのサポートなど、スポーツ活動を医学的な立場からサポートする方の資格です。

(4) アスレティックトレーナー

機能解剖や運動学に関する専門的な知識を有し、スポーツ活動現場において、スポーツドクター及びコーチとの緊密な連携・協力のもとに、競技者の健康管理、スポーツ障害・外傷の予防、応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニングなどにあたる方のための資格です。

(5) スポーツ栄養士

地域におけるスポーツ活動の現場や、都道府県での競技者育成にスポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する自己管理能力を高める栄養教育や、食事環境の整備を専門的視点から支援、サポートを行っていただくための資格です。

(6) フィットネストレーナー

民間商業スポーツ施設やスポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上など、各種トレーニングの専門的指導者として質の高い指導にあたる方のための資格です。

スポーツクラブ会員(顧客)が支払うメンバーフィー(対価)にふさわしい指導能力、個々人の年齢や性別、志向スポーツに合わせた実技指導とスポーツ相談などを学ぶことができます。

(7) スポーツプログラマー

フィットネスの維持や向上についての専門的な知識と各種トレーニング指導法に関するノウハウを持ち、スポーツ相談による個々人に適した身体づくりの実技指導と活動プログラムの提供をする方のための資格です。

主に青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブや民間スポーツクラブなどにおいて指導にあたる方にぜひ取得していただきたい資格です。

(8) ジュニアスポーツ指導員

発育発達期の身体的・心理的特徴についての専門的な知識と指導ノウハウを持ち、おおよそ2歳くらいの幼児から15歳までの子どもたちを対象に指導にあたる方のための資格です。

総合的な身体づくりと基礎的動作の習得を遊びやゲームを取り入れたプログラムから学ぶことができます。

(9) マネジメント指導者

ア. アシスタントマネジャー

総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの運営に携わっている方やこれからお手伝いしたいと考えている方のための資格です。クラブ運営の基礎を学ぶことができます。

イ. クラブマネジャー

総合型の地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ管理運営(経営)責任者としての立場にある方のための資格です。実際にクラブを安定的・継続的に管理運営(経営)するためのカリキュラムを学びます。

指導者の養成

各指導者資格取得のための養成講習会は、加盟団体等と一致協力のもと、統一された理念とシステムに基づき、共通科目と専門科目から編成されたカリキュラムによって実施します。

共通科目はスポーツ指導活動に必要なスポーツ一般の内容で構成されており、主に本会が担当します。一方、専門科目については各スポーツの特殊性から競技団体など専門科目実施団体が、それぞれの資格における専門的な理論と実技、指導実習などにより構成した、より具体的で実践的な内容で講習会を実施します。

指導者の登録・認定

本制度に基づいた指導者資格取得のための講習会をすべて修了し、登録手続きを完了した指導者に対し、資格を認定します。

登録指導者は本会ならびに専門科目実施団体の組織内指導者として位置づけられます。これは、組織的指導体制を整備するためであるとともに、スポーツ指導に関する最新情報の提供や活動上与えられる便宜を組織内において、確立させるためのものです。

マスター称号の付与

指導者としての資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者育成・指導等にあたる方に対し「マスター」の称号を付与します。「マスター」は資格ではありませんが、指導者を指導する立場にあたる方々のために設定したものです。

指導者の権利

公認スポーツ指導者として登録した方には、指導者としての資格を証明する認定証・登録証の発行をするほか、様々なサービスを提供しています。

- (1) スポーツ指導活動に関する情報提供として、情報誌「指導者のためのスポーツジャーナル」を無料にてお届けします。(ただし、スポーツリーダーは対象外です)
- (2) 公認スポーツ指導者として常に自己研鑽に努め、最新情報を入手することは重要です。そのため、本会が直接実施する研修事業に関する案内はもちろんですが、各競技団体や都道府県体育協会が実施する各種研修事業の案内を行います。
- (3) 公認スポーツ指導者の方々が安心してスポーツ指導活動に専念できるよう賠償責任保険と傷害保険加入の制度を制定しています。この制度は指導者自身が負傷したり、他人から法律上の損害賠償責任を受け、治療費、慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなった場合に救済・補償できる制度です。
- (4) 公認スポーツ指導者としての連帯感や誇りを持っていただくために、資格登録者でなければ身につけることのできないブレザーなど各種制定品や公式需品を購入することができます。

指導者協議会

公認スポーツ指導者が共通認識を持ち連帯感を深めるとともに、資質向上、指導力の向上、活動の促進を目的として全国スポーツ指導者連絡会議などを設置しています。また、都道府県ごとにスポーツ指導者協議会が組織されています。

これらは、全国のスポーツ指導者に本制度の基本方針や共通理念を徹底するという役割を持つとともに、本制度に関する最新で正確な情報を提供する役割もあります。また、スポーツ指導活動現場における問題点の抽出と解決策を検討するなど、指導法に関する情報交換の場でもあります。

これは、公認スポーツ指導者のネットワーク化とさらなる本制度の充実・発展を図るために不可欠な体制です。

指導者の活動促進

公認スポーツ指導者資格そのものは、一定の指導能力を有する者の証明であり、スポーツ指導にあたる者としての資質と指導能力の向上を目指すものですが、資格を取得した公認スポーツ指導者が活動しやすい環境整備をしなければ、社会的信頼も社会的認知も高めることができません。

本会は、加盟団体等とともに公認スポーツ指導者の活動促進のための条件整備と促進方策の推進に努めていきます。

具体的には、総合型地域スポーツクラブ等への公認スポーツ指導者の配置促進や国体監督参加資格への原則的義務付け、さらには広域スポーツセンターやナショナルレベルのトレーニングセンターとの連携などを通して、その活動促進のための条件整備に、積極的に取り組んでいきます。